

石垣市自然環境保全条例の事前協議に関する開発行為基本計画審査事務取扱要領

(趣旨)

第 1 条 この要領は、開発行為の基本計画の段階で、市の関連部局において種々の観点から検討したうえで、当該開発の実施に当たる許認可や立地上の可否等の主要事項について、あらかじめ事業者に対し市の意見を通知し、その設計等の参考とさせることを目的とするため、必要な事項を定める。

(審査申請)

第 2 条 開発行為のうち、その開発区域が 500 m²以上のものであって、石垣市自然環境保全条例（平成 19 年石垣市条例第 9 号。以下「条例」という。）第 16 条の規定に基づく行為を行う場合、その事業者（以後「申請者」という。）は、市の関連部局との事前協議の資料として、開発行為基本計画審査申請書（様式第 1 号）を市長に提出しなければならない。

(調整協議)

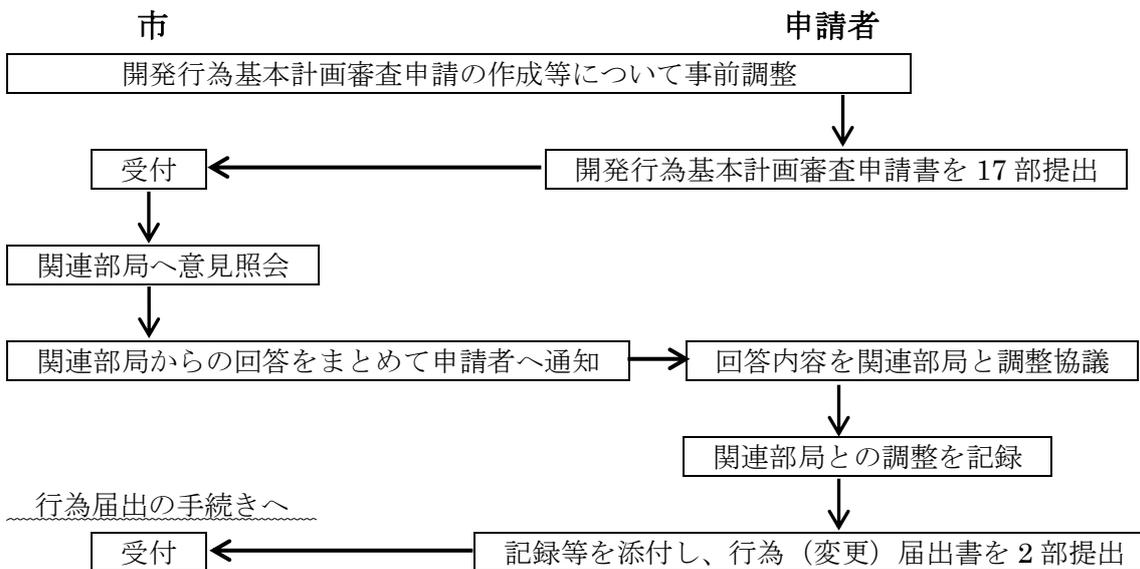
第 3 条 前条の申請に基づき、市は関連部局へ意見照会を行い、その回答に基づき開発行為の適否や問題点等を申請者に通知するものとする。

2 申請者は、市の関連部局と調整協議を行った際は、その協議した記録等を条例に規定する行為（変更）届出申請書に添付するものとする。

附 則

この要領は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

(1) 開発基本計画審査の流れ



(2) 開発行為基本計画審査申請書図書作成要領

図書番号	申請図書	提出部数	指定様式	書類作成要領、設計図の明示事項	備考
1	基本計画審査申請書	17	様式第1号	この書面は開発行為基本計画審査申請に関するすべての図書の表紙として使用し以下に定める必要書類を添付してください	
2	目録	17			
3	計画の目的・概要	17		①開発計画の趣旨 ②建築物の構造、階数、戸数、客室数及び棟数	
4	開発区域の位置	17		①開発区域の位置図 ②開発区域周辺の都市施設及び都市計画施設の位置、名称 ③開発区域内において排水される雨水、汚水流末処理経路 ④集水区域（1.集水系統をブロック別に色分け 2.流量計算書）との対照番号 ⑤規制区域等	S=1/50,000 以上として、原則国土地理院発行の地形図を使用すること
5	土地利用計画図	17		①方位 ②開発区域の境界（朱書き） ③公共施設及び公益施設の位置及び形状 ④予定建築物の敷地形状 ⑤予定建築物の用途	S=1/1,000 以上 ・予定建築物の用途は具体的に建築物毎に記入
6	地目一覧	17		①地目毎に面積、筆数	地目一覧と権利者一覧は兼用可
7	権利者一覧	17		①地名、地番、面積、所有者	

8	現況図及び現況写真	17		<ul style="list-style-type: none"> ①方位 ②開発区域の境界（朱書き） ③地形（等高線は 5mの標高差を示すもの） ④開発区域及びその周辺の公共施設ならびに形状 ⑤開発行為の妨げとなる権利を有するものの工作物等の物件 ⑥航空写真等 	S=1/1,000 以上。相当範囲の外周区域を総括したものでなければならない
9	他法令の規制状況	17		①他法令の許可届出等の進捗状況	
10	その他市長が必要と認める図書	17		<ul style="list-style-type: none"> ①建築物概要書 ②配置図、基本平面図、立面図 ③緑化計画図 	S=1/1,000 以上

様式第 1 号 (第 2 条関係)

開発行為基本計画審査申請書

開発行為基本計画の審査を申請します。	
年 月 日	
石 垣 市 長 様	
申請者住所	
氏 名 印	
【委任者連絡先】	
名称 連絡先	
計 画 の 概 要	1. 開発の目的
	2. 開発区域に含まれる地域の名称
	3. 開発区域の面積
	4. 工事着手・完了予定年月日 着手 年 月 日 完了 年 月 日
	5. その他必要な事項

備 考

開発行為基本計画審査申請書図書作成要領の書類、図面等を添付すること